

厚生労働省告示第百二十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

厚生労働大臣 長妻 昭

第2添加物の部（試薬・試液等の項）（試薬・試液の酸化モリブデン）の目の次に次の二目を加える。  
酸化ランタン（ ）  $\text{La}_2\text{O}_3$  本品は、白色の結晶である。

強熱減量 0.5%以下（1g, 1,000 , 1時間）

酸化ランタン試液 酸化ランタン（ ）5.86gを100mlのメスフラスコに入れ、水2～3mlを加えて潤し、塩酸25mlをゆっくり加え、完全に溶けるまで揺り動かす。水を加えて100mlとする。

第2添加物の部（試薬・試液等の項）（試薬・試液のフクシン）の目の次に次の二目を加える。

フクシン 光沢のある緑色の結晶性粉末又は塊で、水又はエタノール(95)に溶けにくい。

乾燥減量 17.5～20.0%（1g, 105 , 4時間）

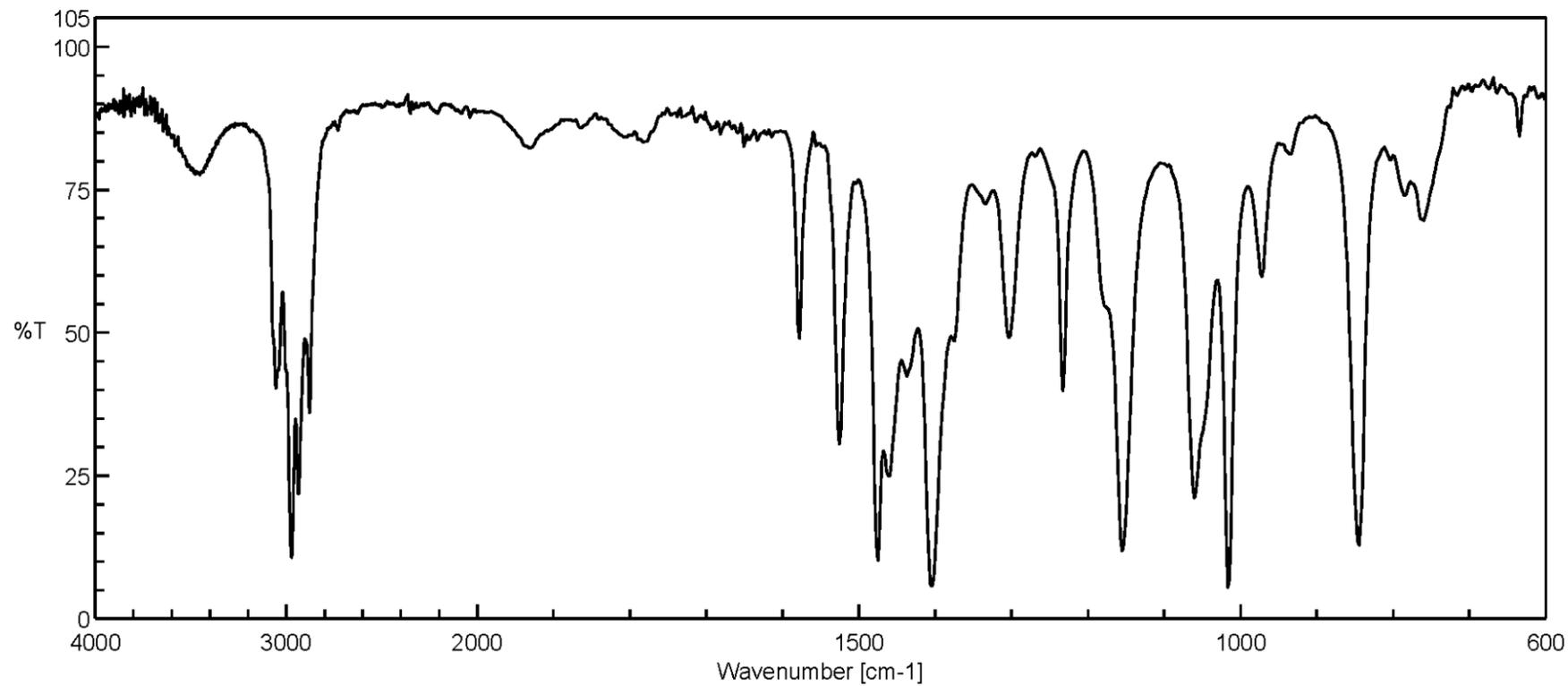
強熱残分 0.1%以下（1g）

フクシン・亜硫酸水素ナトリウム試液 フクシン0.2gを量り、熱湯120mlを加えて溶かす。冷後、亜硫酸水素ナトリウム2g及び塩酸2mlを加え、更に水を加えて200mlとする。少なくとも1時間放置

した後使用する。褐色瓶に入れ，冷所に保存する。

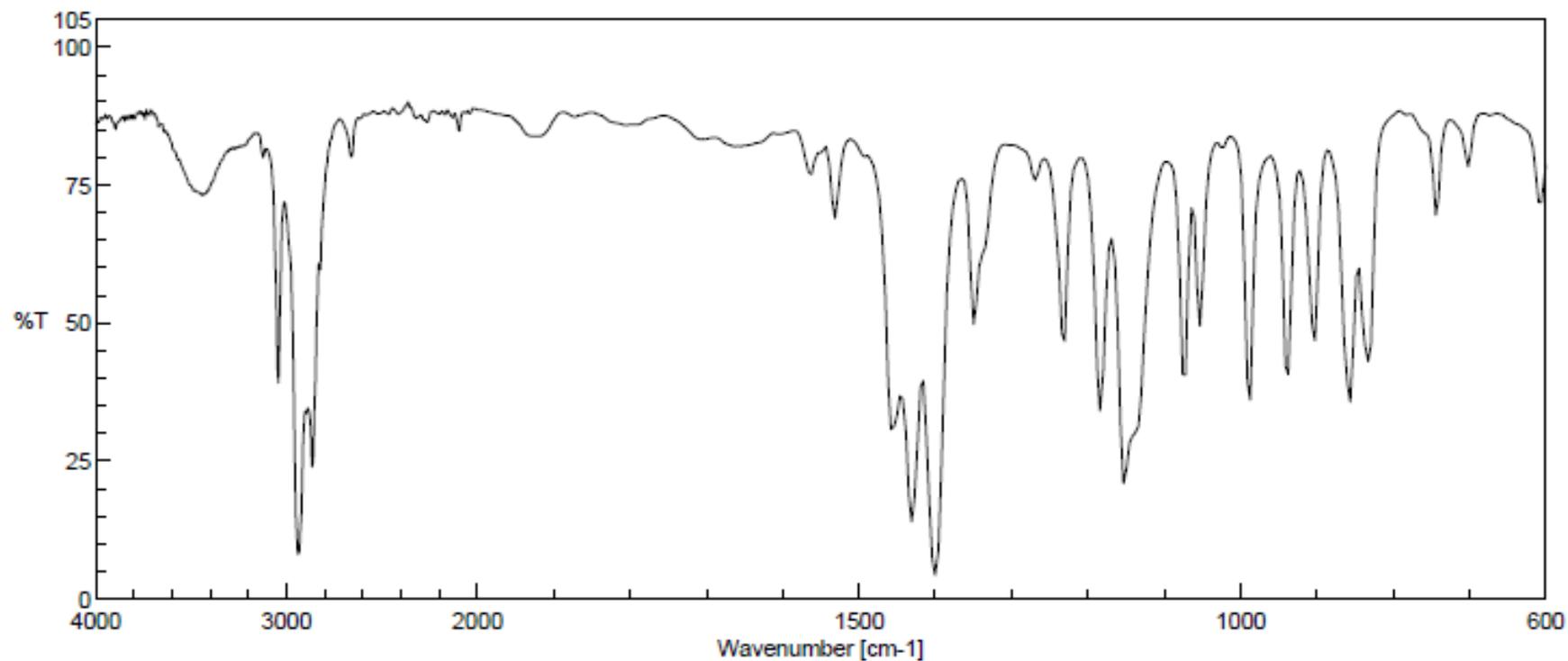
第2添加物の部し試験・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのエチルピラジンの目の次に次のI  
目を加える。

2-エチルピラジン



第2 添加物の部C 試薬・試液等の項11 参照赤外吸収スペクトルのデカン酸エチルの目の次に次の1  
目を加える。

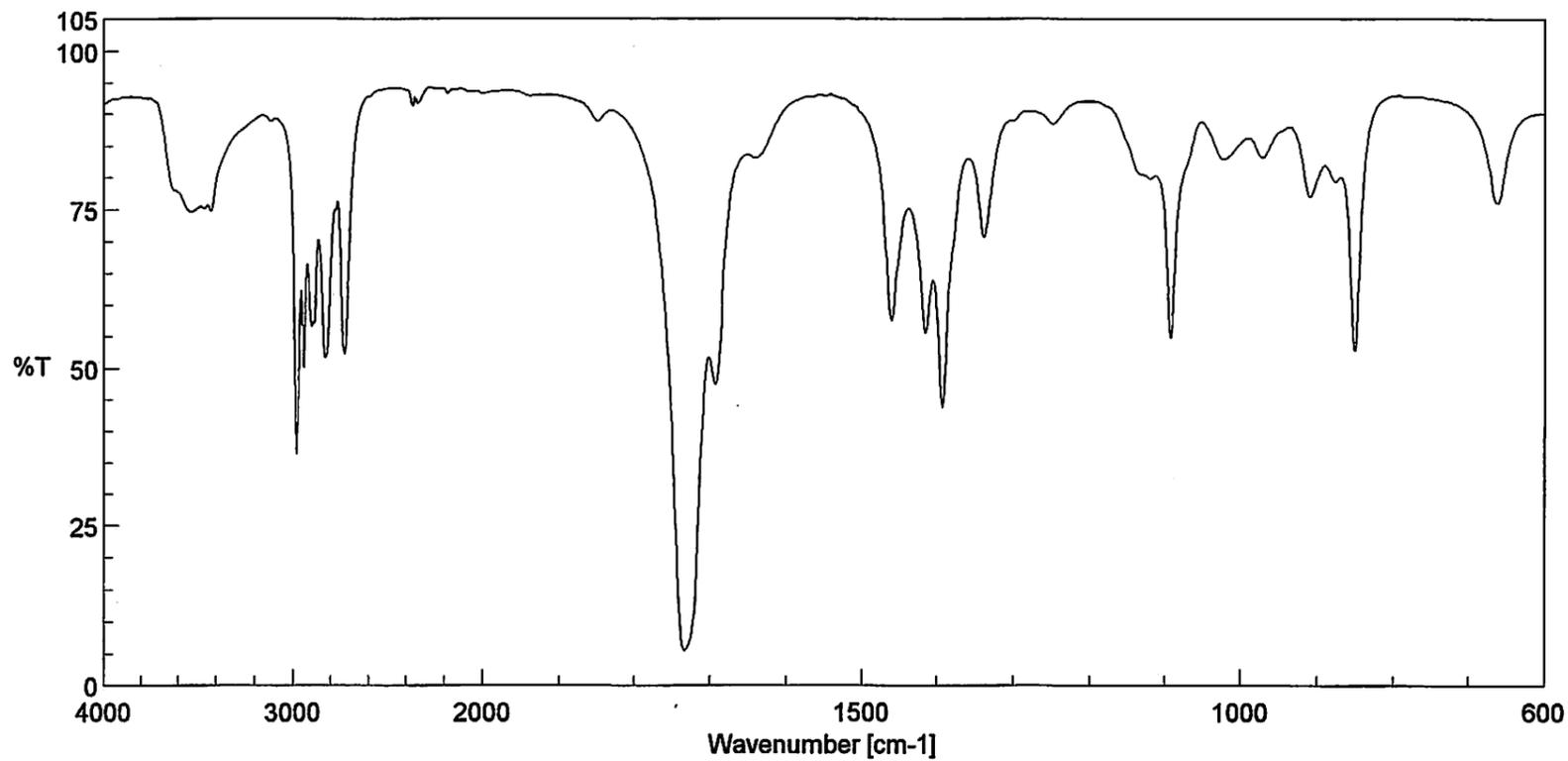
5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン



第2 添加物の部C 試薬・試液等の項11 参照赤外吸収スペクトルのプロパノールの目の次に次の1 目

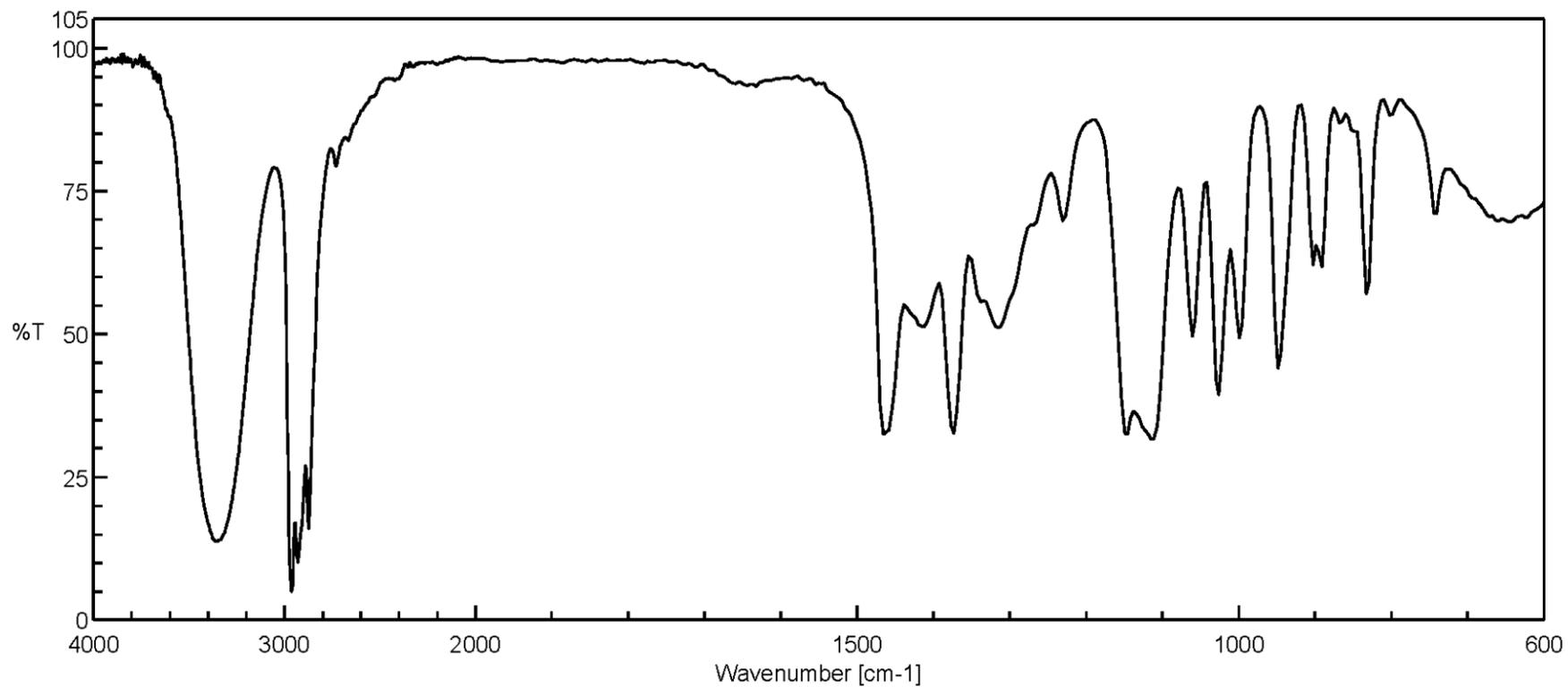
を加える。

プロピオンアルデヒド



第2添加物の部(試薬・試液等の項)参照赤外吸収スペクトルのプロピオンアルデヒドの目の次に次の  
| 目を加える。

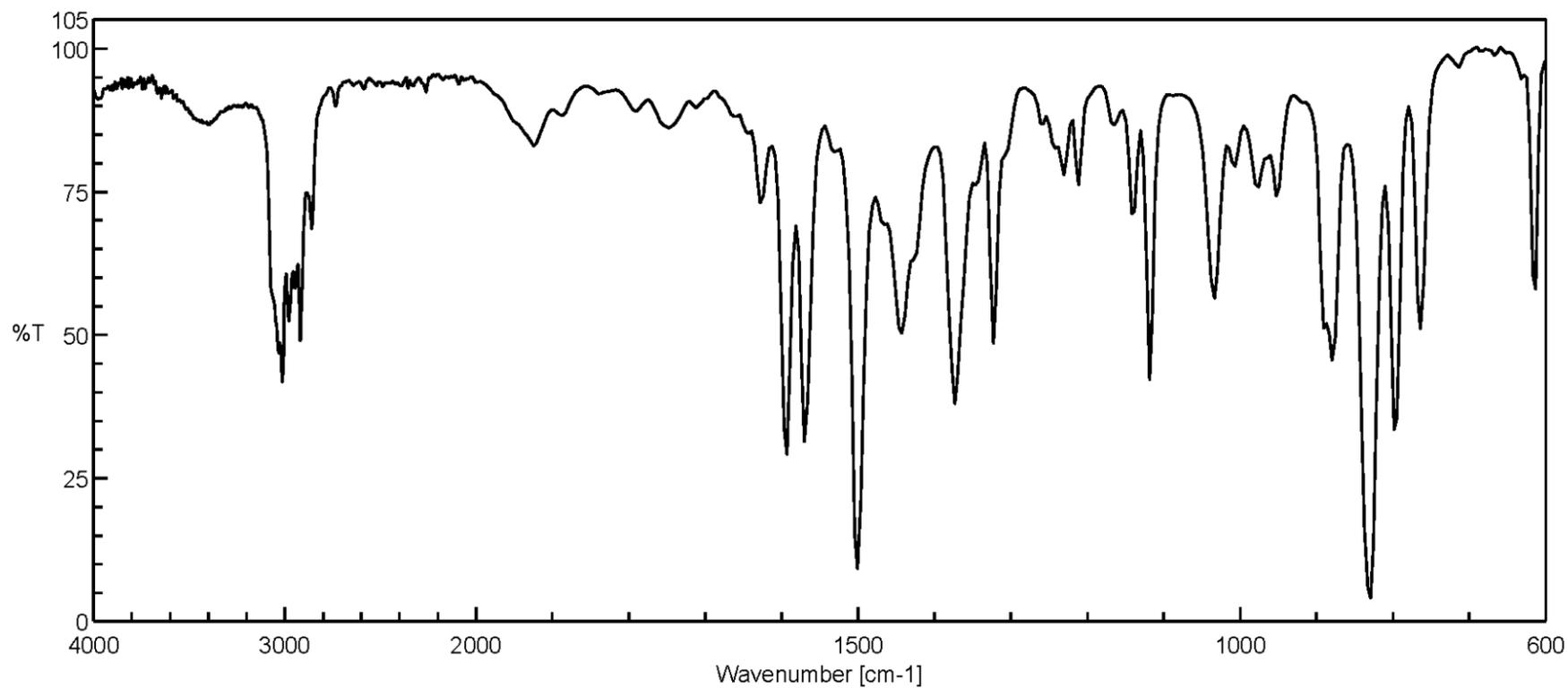
2-ペンタノール



第2 添加物の部C 試薬・試液等の項11 参照赤外吸収スペクトルの5 - メチルキノキサリンの目の次に次の一目を加える。



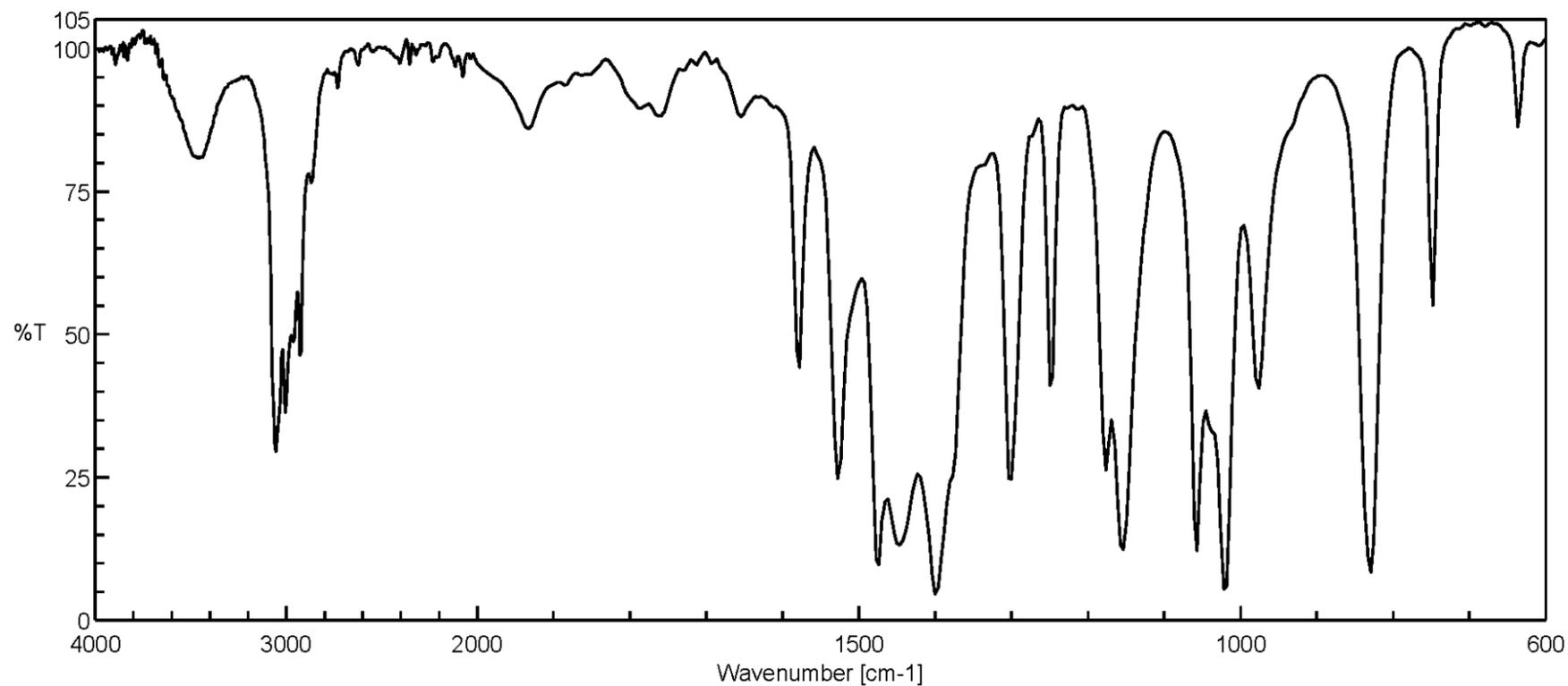
6-メチルキノリン



第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのメチル - カフチルケトンの目  
の次に次の一目を加える。



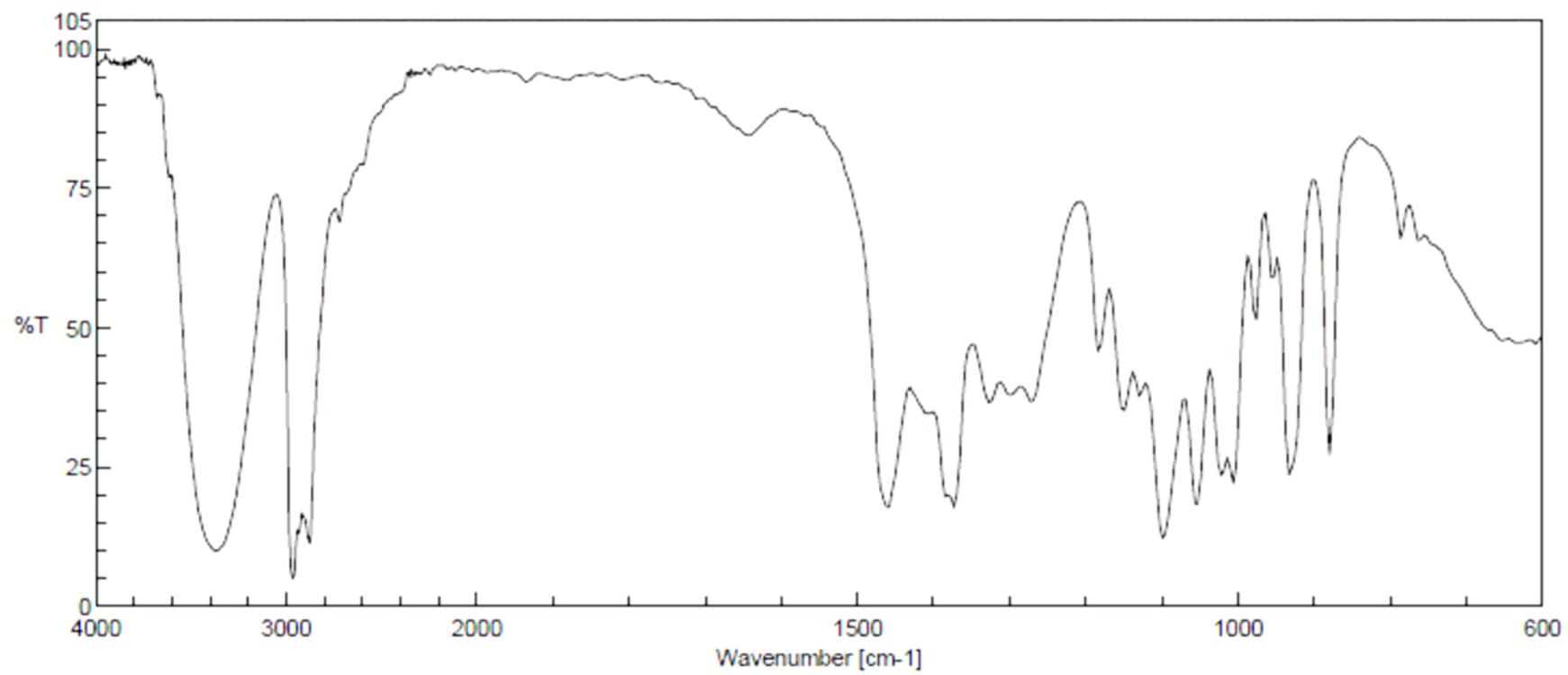
2-メチルピラジン



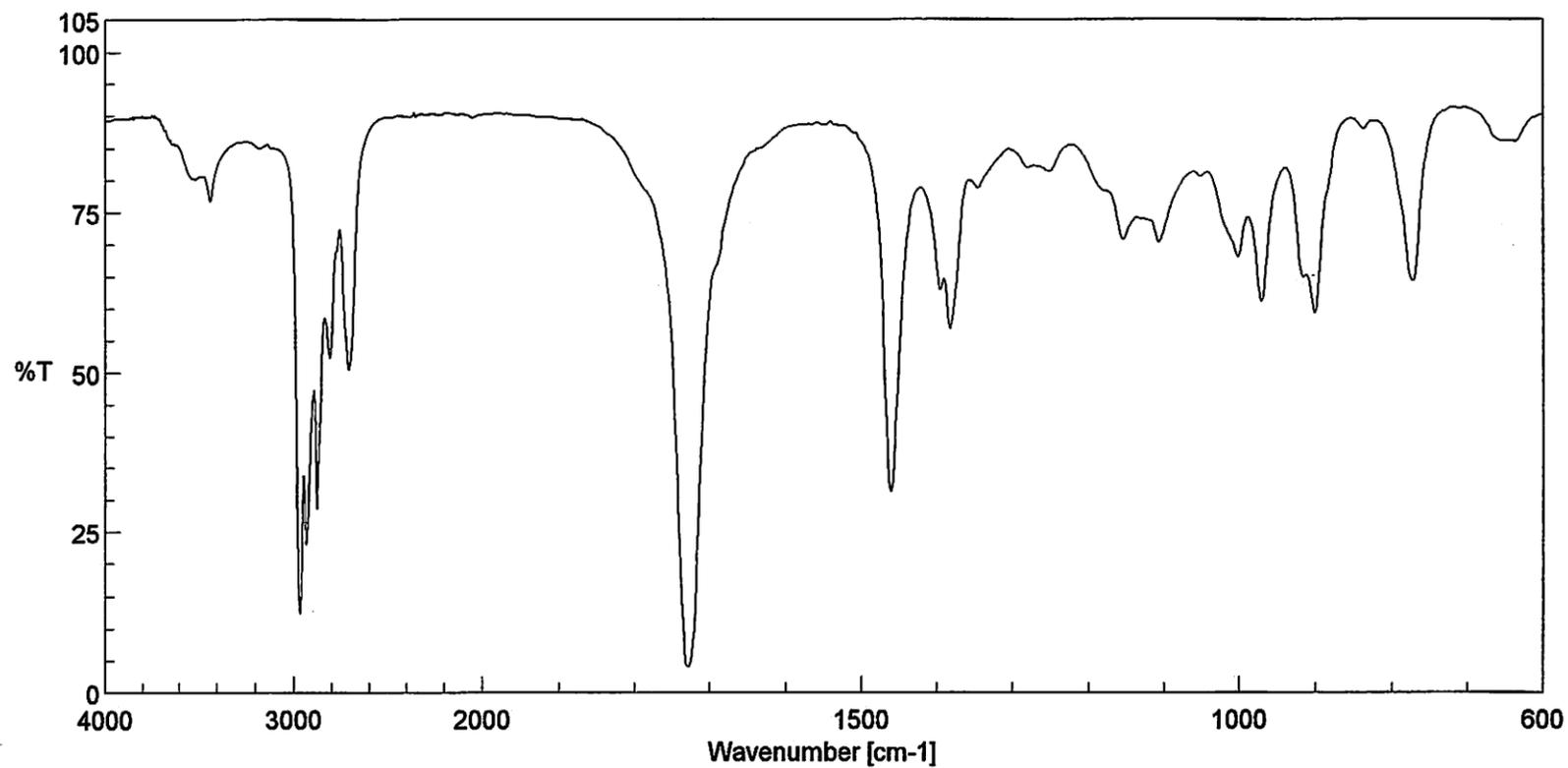
第2 添加物の部C 試薬・試液等の項11 参照赤外吸収スペクトルの2-メチルピラジンの目の次に  
次の二目を加える。



3-メチル-2-ブタノール



2-メチルブチルアルデヒド



第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項N - アセチルグルコサミンの目中「 $\times 100(\%)$ 」を「 $\times 2.5 \times 100(\%)$ 」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項アセトアルデヒドの目中「99.0%」を「98.0%」に

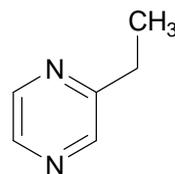
「1.334」を「1.364」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項イソブチルアルトドールの項目「0.788」を「0.791」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項エチルピラジンの目の次に次の1目を加える。

2 - エチルピラジン

2 - Ethylpyrazine



$C_6H_8N_2$

分子量 108.14

2 - Ethylpyrazine [13925 - 00 - 3]

含 量 本品は、2 - エチルピラジン ( $C_6H_8N_2$ ) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.493 \sim 1.508$

(2) 比重  $d_{25}^{25}=0.981 \sim 1.000$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項カードロハの目中「上澄液 1 ml」を「上澄液 5 ml」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項 - カロトハの目中「0.10g」を「0.010g」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項酢酸 $\gamma$ -メシチルの目中「比旋光度 [ ] $_{D}^{20}$ 」を「旋光度 $_{D}^{20}$ 」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項1、8 - シネオールの目中「比旋光度 [ ] $_{D}^{20}$ 」を「旋光度 $_{D}^{20}$ 」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項ステアロイル乳酸カルシウムの目の次に次の1目を加える。

ステアロイル乳酸ナトリウム

Sodium Stearoyl Lactylate

[25383 - 99 - 7]

定 義 本品は，ステアロイル乳酸類のナトリウム塩を主成分とし，これとその関連酸類及びそれらのナトリウム塩との混合物である。

性 状 本品は，白～微黄色の粉末又はもろい固体で，特異なにおいがある。

確認試験 (1) 本品 2 gに塩酸 ( 1 4 ) 10mlを加え，水浴中で 5 分間加熱し，ろ過する。このろ液は，炎色反応で黄色を呈する。また，このろ液を中和し，ピロアンチモン酸水素カリウム試液を加えるとき，白色の結晶性の沈殿を生じる。

(2) (1)のろ過の残留物に水酸化ナトリウム溶液 ( 1 25 ) 30mlを加え，かき混ぜながら 95 以上の水浴中で 30分間加熱する。冷後，塩酸 ( 1 4 ) 20mlを加え，ジエチルエーテル 30ml ずつで 2 回抽出する。ジエチルエーテル抽出液を合わせ，水 20ml で洗浄した後，無水硫酸ナトリウムで脱水し，ろ過する。ろ液を水浴上で加熱し，ジエチルエーテルを蒸発させて除き，残留物の融点を測定するとき，54～69 である。

(3) 本品は，乳酸塩の反応を呈する。

純度試験 (1) 酸価 60～130

本品約 1 gを精密に量り，中和エタノール 25mlを加えて，加温して溶かし，冷後，フェノールフタレイン試液 5 滴を加えて，速やかに 0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液で淡紅色が 30秒間持続するまで滴定し，次式により酸価を求める。

$$\text{酸価} = \frac{0.1\text{mol/L水酸化ナトリウム溶液の消費量(ml)} \times 5.611}{\text{試料採取量(g)}}$$

(2) エステル価 90～190 (油脂類試験法) ただし, 酸価は, 純度試験(1)の測定値を用いる。けん化価は, 本品約1gを精密に量り, 試料とし, 油脂類試験法中のけん化価の試験を行う。けん化価の試験においては, エタノール製水酸化カリウム試液を加える際に生じる析出物が器壁に固着しないように注意し, 滴定は, 熱時行うものとする。

(3) 総乳酸 乳酸 ( $\text{C}_3\text{H}_6\text{O}_3$ ) として15～40%

「ステアロイル乳酸カルシウム」の純度試験(3)を準用する。ただし, 乳酸リチウム標準液の採取量は1ml, 2ml, 5ml及び10mlとする。

(4) ナトリウム Naとして2.5～5.0%

本品約0.25gを精密に量り, ビーカーに入れ, エタノール10mlを加えて加温して溶かす。この液を25mlのメスフラスコに移し, ビーカーをエタノール5mlずつで2回洗い, 洗液をメスフラスコに合わせ, エタノールを加えて正確に25mlとし, 十分かくはんする。この液1mlを正確に量り, あらかじめ酸化ランタン試液10mlを入れた100mlのメスフラスコに入れ, 水を加えて正確に100mlとした後, 定量分析用ろ紙(5種C)を用いてろ過し, 検液とする。

別に塩化ナトリウムを130 で2時間乾燥した後，その1.271gを正確に量り，水を加えて溶かして正確に500mlとする。この液10mlを正確に量り，水を加えて正確に100mlとし，標準原液とする。標準原液2 ml，4 ml及び6 mlをそれぞれ正確に量り，酸化ランタン試液10ml及び水を加えてそれぞれ正確に100mlとし，標準液とする。標準液は用時調製する。検液及び標準液につき，次の操作条件でフレイム方式の原子吸光光度法により試験を行い，標準液より得た検量線より検液中のナトリウム濃度を求め，次式によりナトリウムの含量を求める。

$$\text{ナトリウム (Na) の含量} = \frac{\text{検液中のナトリウム濃度 (}\mu\text{g/ml)}}{\text{試料の採取量 (g)} \times 4} (\%)$$

#### 操作条件

光源ランプ ナトリウム中空陰極ランプ

分析線波長 589.0nm

支燃性ガス 空気

可燃性ガス アセチレン

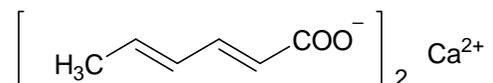
(5) 鉛 Pbとして2.0 $\mu$ g/g以下(5.0g, 第1法)

(6) ヒ素 As<sub>2</sub>O<sub>3</sub>として4.0 $\mu$ g/g以下(0.50g, 第3法, 装置B)

検量線作成時の検液濃度・標準液濃度の誤差を考慮し、検液中のナトリウム濃度を求める。

## ソルビン酸カルシウム

Calcium Sorbate



$\text{C}_{12}\text{H}_{14}\text{CaO}_4$

分子量 262.32

Monocalcium bis[(2*E*,4*E*) - hexa - 2 , 4 - dienoate] [7492 - 55 - 9 ]

含 量 本品を乾燥したものは，ソルビン酸カルシウム ( $\text{C}_{12}\text{H}_{14}\text{CaO}_4$ ) 98.0 ~ 102.0%を含む。

性 状 本品は，白色の微細な結晶性の粉末である。

確認試験 (1) 本品の水溶液 ( 1 200 ) 2 mlに臭素試液 2 滴を加えて振り混ぜるとき，液の色は直ちに消える。

(2) 本品は，カルシウム塩(1)の反応を，本品の水溶液 ( 1 200 ) は，カルシウム塩(2)の反応を呈する。

(3) 本品の水溶液 ( 1 200 ) 100mlに塩酸 ( 1 4 ) 15mlを加えて，生じた沈殿を吸引ろ過し，水でよく洗い，デシケーター (減圧) で4時間乾燥するとき，その融点は，132 ~ 135 である。

純度試験 (1) フッ化物 Fとして10 μg/g以下

本品1.00gを正確に量り，ビーカーに入れ，水10mlを加えてしばらくかき混ぜる。その後，塩

酸(1 20) 20mlを徐々に加えて溶かす。この液を加熱し、1分間沸騰させた後、ポリエチレン製ビーカーに移して直ちに氷冷する。これにエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム溶液(1 40) 10ml及びクエン酸ナトリウム溶液(1 4) 15mlを加えて混合する。塩酸(1 10)又は水酸化ナトリウム溶液(2 5)でpH5.4~5.6に調整する。この液を100mlのメスフラスコに移し、水を加えて100mlとする。この液約50mlをポリエチレン製ビーカーにとり、検液とする。電位を比較電極及びフッ素イオン電極を接続した電位差計で測定するとき、検液の電位は、比較液の電位以上である。

比較液は、次により調製する。

あらかじめ110 で2時間乾燥したフッ化ナトリウム2.210gを正確に量り、ポリエチレン製ビーカーに入れ、水200mlを加えてかき混ぜながら溶かす。この液をメスフラスコに入れ、水を加えて1,000mlとし、ポリエチレン製容器に入れ、比較原液とする。使用時に、比較原液5mlを正確に量り、メスフラスコに入れ、水を加えて1,000mlとする。この液2mlを正確に量り、ポリエチレン製ビーカーに入れ、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム溶液(1 40) 10ml及びクエン酸ナトリウム溶液(1 4) 15mlを加えて混合する。塩酸(1 10)又は水酸化ナトリウム溶液(4 10)でpH5.4~5.6に調整する。この液を100mlのメスフラスコに移し、水を加えて100mlとする。この液約50mlをポリエチレン製ビーカーにとり比較液とする。

(2) 鉛 Pbとして2.0 μg/g以下

本品1.0gを量り，300mlのケルダールフラスコに入れ，硝酸10ml及び硫酸5mlを加えて赤褐色の煙がほとんど発生しなくなるまで加熱する。冷後，硝酸2mlを追加して濃厚な白煙が発生するまで加熱する。冷後，塩酸（1 2）10mlを加えて，10分間煮沸し，冷後，試料液とする。試料液に，クエン酸水素ニアンモニウム溶液（1 2）10mlを加える。チモールブルー試液を指示薬として，アンモニア水で弱アルカリ性とする。冷後，内容物を200mlの分液漏斗に移し，ケルダールフラスコを水で洗い，洗液を分液漏斗に合わせ，約100mlとする。ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム溶液（3 100）5mlを加えて5分間放置し，酢酸ブチル10mlを加えて5分間振とうした後，静置する。その後，酢酸ブチル層をとり，検液とする。別に，鉛標準原液1mlを正確に量り，水を加えて正確に100mlとする。この液2mlを正確に量り，試料液と同様に操作し，比較液とする。検液及び比較液につき，鉛試験法第1法により試験を行う。

(3) ヒ素 As<sub>2</sub>O<sub>3</sub>として4.0 μg/g以下（0.50g，第4法，装置B）

(4) アルデヒド ホルムアルデヒドとして0.1%以下

本品の水溶液（3 500）を塩酸（1 12）でpH4に調整し，ろ過して，その5mlを正確に量り，検液とする。別に，ホルムアルデヒド液2.5mlを正確に量り，水を加えて正確に1,000mlとし，この液3mlを正確に量り，水を加えて正確に500mlとし，その5mlを正確に量り，比較液とす

る。検液及び比較液にフクシン・亜硫酸水素ナトリウム試液2.5mlずつを加え，15～30分間放置するとき，検液の呈する色は，比較液の呈する色より濃くない。

乾燥減量 1.0%以下（105℃，3時間）

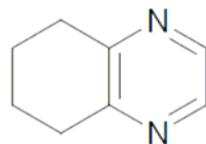
定量法 本品を乾燥し，その約0.25gを精密に量り，酢酸35ml及び無水酢酸4mlを加え，45～50℃で加熱して溶かす。冷後，0.1mol/L過塩素酸液で滴定する（指示薬 クリスタルバイオレット・酢酸溶液（1：100）2滴）。終点は，液の青色が緑色に変わるときとする。

0.1mol/L過塩素酸液1ml = 13.12mg  $C_{12}H_{14}CaO_4$

錠2添加物の錠口成分規格・保存期間を錠の裏面に記載の通り記載してある。 | 皿を  
加える。

5, 6, 7, 8 - テトラヒドロキノキサリン

5,6,7,8-Tetrahydroquinoxaline



$C_8H_{10}N_2$

分子量 134.18

5,6,7,8-Tetrahydroquinoxaline [34413-35-9]

含 量 本品は、5, 6, 7, 8 - テトラヒドロキノキサリン (C<sub>8</sub>H<sub>10</sub>N<sub>2</sub>) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.540 \sim 1.550$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 1.078 \sim 1.088$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項「~~とむ~~」の包装の皿を「直ちに消える」を「直ちに脱色される」に改める。

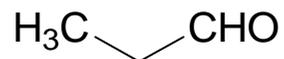
第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項「~~ハシ~~」の皿を「硝酸ナトリウム」を「亜硝酸ナトリウム」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項「~~ネオトール~~」の皿を「(0.50g, 第1法, 装置B)」を「(0.50g, 第3法, 装置B)」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項「~~ロパノール~~」の目の次に次の1目を加える。

プロピオンアルデヒド

Propionaldehyde



$\text{C}_3\text{H}_6\text{O}$

分子量 58.08

Propanal [123 - 38 - 6]

含 量 本品は，プロピオンアルデヒド（ $\text{C}_3\text{H}_6\text{O}$ ）97.0%以上を含む。

性 状 本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.360 \sim 1.380$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.796 \sim 0.814$

(3) 酸価 5.0以下（香料試験法）

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法により次の操作条件で定量する。なお，検液注入後，0～60分間に現れるすべての成分のピーク面積の総和を100とし，それに対するプロピオンアルデヒドのピーク面積百分率を求め，含量とする。

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器又は熱伝導度検出器

カラム 内径0.25～0.53mm，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサン又はポリエチレングリコールを0.25～1μmの厚さで被覆したもの。

カラム温度 50 で5分間保持し，その後毎分5 で昇温し，230 に到達後，19分間保持する。

注入口温度 125～175

検出器温度 250～300

注入方式 スプリット（30：1～250：1）。ただし，いずれの成分もカラムの許容範囲を超えないように設定する。

キャリアーガス ヘリウム又は窒素

流量 被検成分のピークが5～10分間に現れるように調整する。

第2添加物の部D成分規格・保存基準名条の項「*sec*-アミルアルコール」の「比旋光度 [ ]

<sup>20</sup><sub>D</sub>」を「旋光度 <sup>20</sup><sub>D</sub>」に改める。

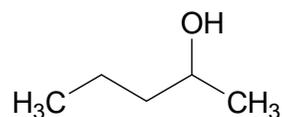
第2添加物の部D成分規格・保存基準名条の項「*sec*-アミルアルコール」の次に次の1目を加える。

2 - ペンタノール

2 - Pentanol

*sec* - アミルアルコール





$C_5H_{12}O$

分子量 88.15

Pentan - 2 - ol [6032 - 29 - 7]

含 量 本品は，2 - ペンタノール ( $C_5H_{12}O$ ) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.403 \sim 1.409$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.802 \sim 0.809$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

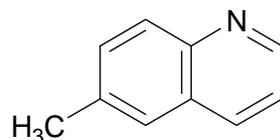
第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項「 $\times$ 」を「 $\square$ 」とし包装の皿に「直ちに消える」を「直ちに脱色される」に改める。

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項「 $\times$ 」を「 $\square$ 」とし包装の皿に「直ちに消える」を「直ちに脱色される」に改める。

$n_D^{20}$

6 - メチルキノリン

6 - Methylquinoline



$C_{10}H_9N$

分子量 143.19

6 - Methylquinoline [91 - 62 - 3]

含 量 本品は，6 - メチルキノリン ( $C_{10}H_9N$ ) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.611 \sim 1.617$

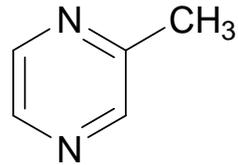
(2) 比重  $d_{25}^{25} = 1.060 \sim 1.066$

(3) 酸価 1.0以下 (香料試験法)

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法により次の操作条件で定量



## 2 - Methylpyrazine



C<sub>5</sub>H<sub>6</sub>N<sub>2</sub>

分子量 94.11

2 - Methylpyrazine [109 - 08 - 0]

含 量 本品は，2 - メチルピラジン (C<sub>5</sub>H<sub>6</sub>N<sub>2</sub>) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.501 \sim 1.509$

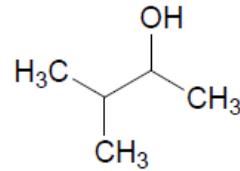
(2) 比重  $d_{25}^{25} = 1.007 \sim 1.033$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

第2添加物の部D成分規格・保存薬料名条の項2 - メチルピラジンの目に次に次の11目を加える。

3 - メチル - 2 - ブタノール

### 3-Methyl-2-butanol



C<sub>5</sub>H<sub>12</sub>O

分子量 88.15

3-Methylbutan-2-ol [598-75-4]

含 量 本品は、3 - メチル - 2 - ブタノール (C<sub>5</sub>H<sub>12</sub>O) 98.0% 以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

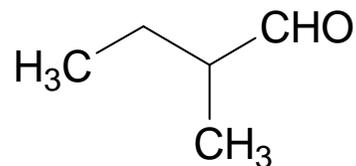
純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.406 \sim 1.412$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.815 \sim 0.821$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

2 - メチルブチルアルデヒド

2 - Methylbutyraldehyde



C<sub>5</sub>H<sub>10</sub>O

分子量 86.13

2 - Methylbutanal [96 - 17 - 3]

含 量 本品は，2 - メチルブチルアルデヒド (C<sub>5</sub>H<sub>10</sub>O) 95.0%以上を含む。

性 状 本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.388 \sim 1.396$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.799 \sim 0.815$

(3) 酸価 10.0以下 (香料試験法)

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法により次の操作条件で定量する。なお，検液注入後，0～60分間に現れるすべての成分のピーク面積の総和を100とし，それに対する2 - メチルブチルアルデヒドのピーク面積百分率を求め，含量とする。

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器又は熱伝導度検出器

カラム 内径0.25～0.53mm，長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に，ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサン又はポリエチレングリコールを0.25～1 μmの厚さで被覆したもの。

カラム温度 50 で5分間保持し，その後毎分5 で昇温し，230 に到達後，19分間保持する。

注入口温度 125～175

検出器温度 250～300

注入方式 スプリット（30：1～250：1）。ただし，いずれの成分もカラムの許容範囲を超えないように設定する。

キャリアーガス ヘリウム又は窒素

流量 被検成分のピークが5～10分間に現れるように調整する。

第2添加物の鉛口成分規格・保存基準如条の項に於ては其の項の「第1法」を「第3法」に改める。

第2添加物の鉛に使用基準の項添加物に於ては其の項の「ソルビン酸及びソルビン酸カリウム」を「ソルビン酸，ソルビン酸カリウム及びソルビン酸カルシウム」に改める。

第2添加物の鉛に使用基準の項塩素酸トウモロコシの項に「かすのこの調味加工品」を「かすのこの加工品」に改める。

第2添加物の部上 使用基準の項 安息香酸の項目「ソルビン酸カリウム」を「ソルビン酸カルシウム」を加える。

第2添加物の部上 使用基準の項 安息香酸の項目「又はソルビン酸カリウム」を「ソルビン酸カリウム又はソルビン酸カルシウム」に改める。

第2添加物の部上 使用基準の項 Hホムビニコハの項目の次に次の項目を加える。

## 2 - エチルピラジン

2 - エチルピラジンは、着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部上 使用基準の項 クトロヤネシニハの項目「2.0g以下でなければならない」を「」。また、ステアロイル乳酸ナトリウムと併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和がステアロイル乳酸カルシウムとしての基準値以下でなければならない」を加える。

## ステアロイル乳酸ナトリウム

ステアロイル乳酸ナトリウムは、菓子（小麦粉を原料としたものに限る。以下この目において同じ。）のうちばい焼したもの若しくは油脂で処理したもの、生菓子（米を原料としたものに限る。以下この目において同じ。）、パン、ミックスパウダー（菓子のうちばい焼したもの若しくは油脂で処理したもの、生菓子、パン、蒸しパン（小麦粉を原料とし、蒸したパンをいう。以下この目において

同じ。)又は蒸しまんじゅう(小麦粉を原料とし、蒸したまんじゅうをいう。以下この目において同じ。)の製造に用いるものに限る。)、蒸しパン、蒸しまんじゅう又はめん類(即席めん及びマカロニ類以外の乾めんを除く。以下この目において同じ。)以外の食品に使用してはならない。

ステアロイル乳酸ナトリウムの使用量は、ステアロイル乳酸カルシウムとして、生菓子の製造に用いるミックスパウダーにあってはその1 kgにつき10 g以下、スポンジケーキ、バターケーキ又は蒸しパンの製造に用いるミックスパウダーにあってはその1 kgにつき8.0 g以下、生菓子にあってはその1 kgにつき6.0 g以下、菓子のうち油脂で処理したもの又はパンの製造に用いるミックスパウダー、スポンジケーキ、バターケーキ及び蒸しパンにあってはその1 kgにつき5.5 g以下、菓子のうちばい焼したもの(スポンジケーキ及びバターケーキを除く。)の製造に用いるミックスパウダーにあってはその1 kgにつき5.0 g以下、めん類(マカロニ類を除く。)にあってはゆでめん1 kgにつき4.5 g以下、菓子のうちばい焼したもの(スポンジケーキ及びバターケーキを除く。)及び油脂で処理したもの、パン並びにマカロニ類にあってはその1 kg(マカロニ類にあっては乾めん1 kg)につき4.0 g以下、蒸しまんじゅうの製造に用いるミックスパウダーにあってはその1 kgにつき2.5 g以下、蒸しまんじゅうにあってはその1 kgにつき2.0 g以下でなければならない。また、ステアロイル乳酸カルシウムと併用する場合にあっては、それぞれの使用量の和がステアロイル乳酸カルシウムとしての基準値以下でなければならない。

練乳、発酵乳、糖漬、塩漬、酢漬、しょう油漬、酢漬及びみそ漬の漬物、キャンデッド

## ソルビン酸カルシウム

ソルビン酸カルシウムは、甘酒（3倍以上に希釈して飲用するものに限る。以下この目において同じ。）、あん類、うに、果実酒、菓子の製造に用いる果実ペースト（果実をすり潰し、又は裏ごししてペースト状としたものをいう。以下この目において同じ。）及び果汁（濃縮果汁を含む。以下この目において同じ。）、かす漬、こうじ漬、塩漬、しょう油漬、酢漬及びみそ漬の漬物、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）、魚介乾製品、魚肉ねり製品（魚肉すり身を除く。以下この目において同じ。）、鯨肉製品、ケチャップ、雑酒、ジャム、食肉製品、シロップ、スープ（ポタージュスープを除く。以下この目において同じ。）、たくあん漬（生大根又は干し大根を塩漬にした後、これを調味料、香辛料、色素などを加えたぬか又はふすまで漬けたものをいう。ただし、一丁漬たくあん及び早漬たくあんを除く。以下この目において同じ。）、たれ、チーズ、つくだ煮、つゆ、煮豆、乳酸菌飲料（殺菌したものを除く。）、ニョッキ、はっ酵乳（乳酸菌飲料の原料に供するものに限る。以下この目において同じ。）、フラワーペースト類（小麦粉、でん粉、ナッツ類若しくはその加工品、ココア、チョコレート、コーヒー、果肉、果汁、いも類、豆類又は野菜類を主要原料とし、これに砂糖、油脂、粉乳、卵、小麦粉等を加え、加熱殺菌してペースト状とし

、パン又は菓子に充てん又は塗布して食用に供するものをいう。以下この目において同じ。)、干しすもも、マーガリン並びにみそ以外の食品に使用してはならない。

ソルビン酸カルシウムの使用量は、ソルビン酸として、チーズにあってはその1 kgにつき3.0g(プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム又はプロピオン酸ナトリウムを併用する場合は、ソルビン酸としての使用量及びプロピオン酸としての使用量の合計量が3.0g)以下、うに、魚肉ねり製品、鯨肉製品及び食肉製品にあってはその1 kgにつき2.0g以下、いかくん製品及びたこくん製品にあってはその1 kgにつき1.5g以下、あん類、菓子の製造に用いる果実ペースト及び果汁、かす漬、こうじ漬、塩漬、しょう油漬及びみそ漬の漬物、キャンデッドチェリー、魚介乾製品(いかくん製品及びたこくん製品を除く。)、ジャム、シロップ、たくあん漬、つくだ煮、煮豆、ニョッキ、フラワーペースト類、マーガリン並びにみそにあってはその1 kgにつき1.0g(マーガリンにあっては、安息香酸又は安息香酸ナトリウムを併用する場合は、安息香酸としての使用量及びソルビン酸としての使用量の合計量が1.0g)以下、ケチャップ、酢漬の漬物、スープ、たれ、つゆ及び干しすももにあってはその1 kgにつき0.50g以下、甘酒及びはっ酵乳にあってはその1 kgにつき0.30g以下、果実酒及び雑酒にあってはその1 kgにつき0.20g以下、乳酸菌飲料(殺菌したものを除く。以下この目において同じ。)にあってはその1 kgにつき0.050g(乳酸菌飲料の原料に供するものにあっては、0.30g)以下でなければならない。

第2添加物の部F使用基準の項鉄ケロロアィリハナトリウムの目の次に次の1目を加える。

#### 5, 6, 7, 8 - テトラヒドロキノキサリン

5, 6, 7, 8 - テトラヒドロキノキサリンは, 着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項プロパノールの目の次に次の1目を加える。

#### プロピオンアルデヒド

プロピオンアルデヒドは, 着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項プロピオハ酸、プロピオハ酸カルシウム及びプロピオハ酸ナトリウムの目「又はソルビン酸カリウム」を「, ソルビン酸カリウム又はソルビン酸カルシウム」に改める。

第2添加物の部F使用基準の項2-ペンタノールの目の次に次の1目を加える。

#### 2 - ペンタノール

2 - ペンタノールは, 着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項6-メチルキノリンの目の次に次の1目を加える。

#### 6 - メチルキノリン

6 - メチルキノリンは, 着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項メチル - ナトリウムケトハの目の次に次の1目を加える。

## 2 - メチルピラジン

2 - メチルピラジンは，着香の目的以外に使用してはならない。

無<sup>○</sup>燐<sup>○</sup>臭<sup>○</sup>の<sup>○</sup>結<sup>○</sup>晶<sup>○</sup>は<sup>○</sup>無<sup>○</sup>毒<sup>○</sup>無<sup>○</sup>害<sup>○</sup>の<sup>○</sup>結<sup>○</sup>晶<sup>○</sup>で<sup>○</sup>は<sup>○</sup>な<sup>○</sup>ら<sup>○</sup>な<sup>○</sup>い<sup>○</sup>。

## 3 - メチル - 2 - ブタノール

3 - メチル - 2 - ブタノールは，着香の目的以外に使用してはならない。

## 2 - メチルブチルアルデヒド

2 - メチルブチルアルデヒドは，着香の目的以外に使用してはならない。